

第 1 0 回

馬 頭 町 ・ 小 川 町  
合 併 協 議 会 会 議 録

平成 1 7 年 6 月 1 日 (水)

## 第 10 回馬頭町・小川町合併協議会 会議録

日 時 平成 17 年 6 月 1 日 (水)

午後 1 時 30 分から

場 所 小川町総合福祉センター

「すこやか共生館」

1 開 会

2 会長あいさつ

3 委員委嘱状交付

4 議 事

( 1 ) 報告事項

報告第 7 号 事務組織及び機構の取扱いについて (協定項目 13) の具体的調整について

報告第 8 号 公共施設の名称について

( 2 ) 議決事項

議案第 5 号 平成 16 年度馬頭町・小川町合併協議会歳入歳出決算の認定について

( 3 ) その他

5 その他

6 閉 会

出席した委員（会長等含む。）【計 26 名】

会 長 川 崎 和 郎

副 会 長 渡 辺 良 治

委 員 岡 忠 一 矢 内 修 石 田 彬 良 大 金 市 美  
大 金 進 篠 江 求 岡 豊 子 益 子 栄 子  
岩 村 文 郎 藤 田 眞 一 小 峰 直 人 藤 澤 征 夫  
川 上 宗 男 福 島 泰 夫 杉 本 益 三 塚 原 博  
長谷川 顕 一 船 山 伸 郎 佐 藤 勝 夫 山 沢 文 子  
佐々木 文 子 福 田 正 男 小 沼 功 一 薄 井 秀 雄

欠席した委員 【計 1 名】

亀 田 昇

事務局の出席 【計 10 名】

齋 藤 裕 一 藤 田 悦 男 板 橋 了 寿 岩 村 房 行  
沼 田 一 也 大 森 親 久 吉 住 二 郎 小 松 重 隆  
菊 池 藤 一 泉 正 夫

〔開始時刻：午後 1 時 3 0 分〕

〔終了時刻：午後 2 時 4 9 分〕

事務局次長（藤田悦男君） 皆さん、こんにちは。

お忙しいところ馬頭町・小川町合併協議会にご出席をいただきましてありがとうございます。

### 1 開 会

事務局次長（藤田悦男君） 定刻になりましたので、第10回協議会を始めさせていただきます。

### 2 会長あいさつ

事務局次長（藤田悦男君） 開会に当たりまして、川崎会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長（川崎和郎君） 皆さんこんにちは。ごあいさつを申し上げます。

きょうは、6月1日ということで、アユの解禁で大変那珂川がにぎわっているようであります。合併することによりまして、この那珂川が今より一段と両町が、ちょうど両町の間で流れるこの那珂川を中心に、さらにすばらしい町になることをご祈念申し上げながら、ごあいさつを締めさせていただきます。ありがとうございました。

事務局次長（藤田悦男君） ありがとうございました。

ここで、栃木県市町村課の合併推進担当主幹、福田正男委員がお見えですので、ごあいさつをいただきたいと思います。

委員（福田正男君） 失礼いたします。市町村課の福田と申します。

前回から委員ということで委嘱を受けております。前回ちょっと都合がつかずに出席することができませんでしたが、きょうは出させていただきます。先ほど6月1日というお話がありまして、きょうは県議会の開会日であります。今回開会に当たりまして、議案の中にこの那珂川町の合併に伴います新町発足の議案が上程されまして、栃木県の中では5地区あったわけですが、私どもといたしましても、合併については地域住民のサービスの低下を来さないでより向上させていくというような意味も含めると、やはり重要なことと考えておりますので、合併についてもいろいろとご支援させていただきたいと思っております。

10月1日に向けていろいろ重要な案件がご審議、決定されていくことと思いますが、私どもの方でもできるかぎりご支援させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局次長（藤田悦男君） ありがとうございました。

### 3 委嘱状交付

事務局次長（藤田悦男君） ここで、委員の交代によりまして委嘱状の交付を行います。

馬頭町の大金伊一議長職選出委員が退任されまして、矢内修委員が町議会議長に就任されました。これに伴いまして、馬頭町から新たな議会選出委員の推薦がありましたので、委嘱状の

交付を行うものです。

お名前を読み上げますので、会長の前にお進みください。大金市美様。

会長（川崎和郎君） 委嘱状。大金市美様。あなたを馬頭町・小川町合併協議会委員に委嘱します。平成17年5月23日。馬頭町・小川町合併協議会会長、川崎和郎。よろしく願います。

（委嘱状交付・拍手）

事務局次長（藤田悦男君） 以上で委嘱状の交付を終わります。

議事に入る前に出席委員を確認いたします。委員23名中22名のご出席をいただいておりますので、協議会規約の規定による3分の2以上の委員の出席の要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

本日の資料の確認ではありますが、お手元の本日の会議次第と6ページの差し替え資料があるかと思えます。お持ちでない方がおりましたら、事務局の方をお願いしたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、規約によりまして川崎会長をお願いいたします。

#### 4 議 事

議長（川崎和郎君） それでは、規約の定めによりまして、議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をお願い申し上げます。

まず会議を始める前に、会議録署名委員を指名させていただきます。今回は藤田眞一委員と佐々木文子委員をお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

報告第7号 事務組織及び機構の取扱いについて、事務局から説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 事務局長の齋藤でございます。本日もよろしく願います。会議資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第7号 事務組織及び機構の取扱い（協定項目13）の具体的調整について。

事務組織及び機構の取扱いの具体的調整について、次のとおり報告する。

協定項目の確認内容。新町の組織及び機構については、次の事項を基本とし、合併時まで調整するものとする。

- （1）住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織・機構。
- （2）町民が利用しやすい組織・機構。
- （3）町民の声を適正に反映することができる組織・機構
- （4）指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
- （5）簡素で効率的な組織・機構

( 6 ) 新町建設計画を円滑に遂行できる組織・機構

( 7 ) 新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構

( 8 ) 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構

平成16年12月3日確認。

具体的調整結果。新町の組織及び機構については、別紙のとおりとする。

平成17年6月1日提出。馬頭町・小川町合併協議会会長、川崎和郎。

会議資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

組織機構の具体的調整につきましては、平成16年12月3日の第2回合併協議会において確認されました調整方針に基づきまして、第1期として、合併時からおおむね4年間の間、本庁方式に移行するまでの暫定的な組織機構について、専門部会等で案の作成を進めてきたところでございます。

この組織機構は新町の根幹にかかわる重大な事項の一つでございまして、またほかの専門部会の調整作業にも大きな影響がございまして、早急にまとめなければならないという課題もございました。そういった中にありまして、専門部会におきましては、時間をかけて、また調整会議での検討を踏まえながら、慎重に検討を重ねてまいりました。最終的に調整会議の協議を経て、那珂川町の組織機構として確認されたものでございます。

それでは、那珂川町の組織機構について説明いたします。

最初に、2ページの本庁についてでございますが、まず議会につきましては、当然のことながら事務局を置きまして、その事務局には庶務係と議事係の2つの係を置くことといたしました。

次に、町長部局でございますが、助役、収入役を配置しまして総務課、企画財政課、税務課、住民生活課、健康福祉課、建設課、農林振興課、商工観光課、会計課の9つの課を置くことにいたしました。

そのうち総務課には、行政係を初め4つの係を置き、また企画財政課には企画調整係など4つの係を置くほか、企画財政課ではCTB放送センターを管轄するということといたしました。

税務課には、管理収税係など3つの係、住民生活課には戸籍住民係など3つの係を置くこととしました。なお、住民生活課には環境整備対策室を設置いたしました。

健康福祉課には、社会福祉係を初め高齢福祉係など4係を置きまして、そのほかに保育園、福祉センター、健康管理センターを管轄することといたしました。

建設課には、管理係など3係を置き、また農林振興課には農政係、農林整備係の2つの係を置くほか高度情報化推進室を設置いたしました。

ここで資料の訂正をお願いいたします。次の商工観光課のところ、右の方を見ていただきま

すと「情報発信施設」と記載されているところがあるかと思いますが、この「情報発信施設」を「観光センター」とご訂正いただきたいと思います。

それでは、説明を続けてまいります。

商工観光課には、商工係と観光係の2つの係を置くほか、観光センター、ふるさと館を管轄するという事にいたしました。

会計課には、会計係を置くこととしております。

次に、上下水道関係ですが、水道事業管理者の下に上下水道課を置き、この課には業務係、水道係、下水道係の3係を置くことといたしました。

次に、教育委員会ですが、教育委員会事務局には学校教育課と生涯学習課を置きまして、学校教育課には総務係と学校教育係の2つの係を置くほか、小・中学校、幼稚園、給食センターを管轄することといたしました。

生涯学習課には、生涯学習係など3つの係を置きまして、さらに公民館、図書館、美術館等の施設を管轄することといたしました。

次に、農業委員会ですが、事務局には庶務係と農地調整係の2つの係を置くことといたしました。

監査委員でございますが、事務局は議会事務局が兼務することに、また固定資産評価審査委員会、選挙管理委員会の事務局は総務課が兼務することといたしております。

そのほか、企画財政課を除きまして、本庁の各課、後で申し上げますが、小川支所の管理課に調整担当を配置することとしました。なお、企画財政課には調整担当を統括するような機能を持つということで調整担当を配置しておりません。

次に、3ページの小川支所でございますが、ごらんとおり、管理課、住民生活課、健康福祉課、産業建設課の4つの課を設置しまして、総合支所としての機能を持った組織として位置づけております。

管理課には総務係と管理係の2つ、住民生活課には戸籍住民係、管理収税係、課税係の3つ、健康福祉課には社会福祉係、高齢福祉係、児童福祉係の3係、産業建設課には農林振興係、商工観光係、土木管理係、地籍調査係の4係を置くことといたしました。

その下に、農業委員会事務局及び会計課が記載してございますが、枠に課を入れずにほかの枠とは区別をいたしまして、小川支所においては、本庁の農業委員会事務局及び会計課、それぞれの分室というような形となることを意味しております。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） ただいま事務局から説明がありましたが、この件に関し何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

小川町の福島委員さん。

委員（福島泰夫君） 小川町の福島です。

なかなかスリム化は難しいのではないかと思うんですけれども、小川支所の中で、産業建設課という課がございますが、これを本庁に当てはめてみますと建設課と農林振興課、それと商工観光課、この3つの課の部分を小川支所の中では産業建設課ということで配属されるかと思いますが、小川支所の産業建設課の課長も当然本庁の課長と同じ課長であると思うんですが、3つの課の部門を1人でする中で、責任持って担当するというので、これが負担にならないかどうか、ちょっと心配なところがあるんで、お伺いしたいと思います。

議長（川崎和郎君） 小川支所の産業建設課の内容についての質問だと思いますが、事務局でだれか。

総務部会副部長（泉 正夫君） 総務部会副部長の泉と申します。よろしく願い申し上げます。

ただいまの福島委員さんのご質問でございますが、産業建設課では本庁の建設課並びに農林振興課、それから商工観光課の3部門の分野を1課長で取り扱う、1課で取り扱う業務量が大変だというような意味ではなからうかというようなご質問かと思いますが、総務専門部会、それから担当専門部会の部会長、副部長と協議しました結果、このような形に落ち着いたわけなんですけれども、中身といたしまして、小川支所で扱う産業建設課の農林振興部門、商工観光部門、土木管理部門、それから地籍調査部門、この中のうち土木管理係というのが、いわゆる今まで小川町にありました建設課の部門の分野を扱うと。建設課の分野の方の協議の中の過程におきまして、いろいろ協議した中身について申し上げますと、大半が建設課の事業の中では直接住民の個別的なものは少ない、おおむね大きな事業とか振興にかかわるもの、本庁と一体として進めた方が効率も上がるし、事務能率も向上すると、その結果のもとに本庁の方に主体として進めるといような中身になってございます。

ただし、そう申しまして、いろいろな申請関係とか問い合わせ、それから維持補修関係とか、旧小川町になりますね、地域からの問い合わせとか、そういったもの、専門的なもの問い合わせにも対応しなければいけない。そういうことで、その一部門として土木管理係ということとして位置づけようと、そういう中身になってございます。

ですから、業務量として大きなものは本庁直轄で支所と連携して進めるといような形を想定しております。

それから商工観光係は、今、福島委員さんも、小川町からの委員としてご存じだと思うんですけれども、今までの流れだと、本庁との連携をとりながら進めていくという役割を持っていく。そうすると、それが単独で商工観光課で支所の方へ持つのはちょっと無理があると。です

から、産業建設課、産業部門の中に位置づけようと。

あと残りは従来の農林、うちの方でいうと産業振興課ですか、農林部門になりますが、その方を統括していくと、そういうような位置づけにしたものでございます。

ですから、確かに委員さんおっしゃるように、支所の産業建設課の課長としましては、本庁の商工観光課、農林振興課、建設課の方の3部門といろいろな連携をとるといいう形になるかと思われま。

説明になってますでしょうか。

委員（福島泰夫君） 私が聞いたかったのはそういう部分で、仕事は各課のうちの一部が集まったものだと思うんですけども、この責任者はやっぱり本庁の3つの課にかなり精通していないといけないということで、負担になるんじゃないかという考えを持ったわけです。

議長（川崎和郎君） よろしいですか。

委員（福島泰夫君） じゃあ、そのところをよくお考えになって、うまくやっていただきたいと思います。

議長（川崎和郎君） 福島委員、いいですか。

委員（福島泰夫君） はい。

（「どうもすっきりしないな」という声あり）

議長（川崎和郎君） では、もう一度答弁をいたします。

総務部会副部会長（泉 正夫君） 両部門の本庁と支所との産業振興、建設、農林振興、商工観光と3つ集まったのを1つの課で対応すると、確かにそういう懸念もあるかと思うんですが、十分それで支所機能としては果たしていけるんじゃないかというふうな検討の結果のもとにそういうふうになっています。

副会長（渡辺良治君） もっと私大ざっぱに言いますけれども、この支所機能というものは、簡単に言うと窓口事務だけと理解してもらって結構だと思うんです。細かい企画立案だとか、それらについては本庁のそれぞれの課が行うと。窓口ですから、住民に対して今までのように、住民が役場へ来ればすぐ返せることもあるでしょうし、場合によっては本庁に問い合わせから回答しますという部分も、そういう意味で若干迷惑をかける場合もあるだろうとは思いますが、なるべくそうならないように、窓口はすべて支所でやると、企画立案等、計画等については本庁がやるという、その程度の事務ですから、各課にまたがっても全部掌握できるだけの能力の課長は、全員がそうだと思っていますから、ご心配要らないと思います。

委員（福島泰夫君） わかりました。

議長（川崎和郎君） 杉本委員。

委員（杉本益三君） 小川町の杉本です。

支所のことでまたもう一つ質問したいと思うんですが、上下水道課というのがありますが、支所にはその扱い担当課がございませんので、窓口業務が主だというようなことですが、これは管理課の調整担当の方でという理解をしてよろしいのでしょうか。

上下水道も結構仕事がございますので、これから、毎日使うことですので、そこらのところ明確に説明をしていただければというふうに思うんですが。

議長（川崎和郎君） では、お願いします。

総務部会副部長（泉 正夫君） 杉本委員さんにお答えします。

産業建設課の中に、支所としては従来の小川町の建設水道課という位置づけでありました水道関係、それから下水道関係の部門を一応枠組みとしては入れてある形で考えております。基本的には、小川町ですと下水道と簡易水道とございますが、その2部門は本庁の上下水道で全部一括統合という形に今位置づけております。

したがって、旧小川町の住民の方が上下水道の関係のことで窓口事務的なことで対応するときには、産業建設課の土木管理係の方でそれを掌握して、本庁の上下水道課と連携をとって手配するというふうに想定をしております。それで十分対応できるのではないかとこの想定のもとに、こういう位置づけをしております。

委員（杉本益三君） 土木管理係というふうになっていきますけれども、そこへもう少し上水道のこともつけ加えていただければ、住民サービスもうんとわかりやすくなるんじゃないかなと思うんですよ。これ土木管理ということになりますと、建設関係かなというふうな考え方になっちゃうと思うので、どうなんですか、その辺は。

総務部会副部長（泉 正夫君） 組織条例のあらわし方でもこういう係のあらわし方をさせていただいたのですが、窓口の案内等の中でそういったものをよりわかりやすいような工夫をしていきたいと思えます。

議長（川崎和郎君） そのほか。

大金委員。

委員（大金 進君） 馬頭町の大金です。

ただいま福島委員さん、杉本委員さんから質問あって、その答弁で大体理解はできたんですが、先ほど事務局の説明で、農業委員会事務局、本庁の事務局と、小川に農業委員会事務局がありますね。そうすると、小川は分室という説明がありましたけれども、その課についても、例えば馬頭に住民生活課、健康福祉課がありますね。その分室と考えてよろしいのでしょうか。

事務局長（齋藤裕一君） 私の方からお答え申し上げますが、支所の課、係、これは本庁と対応してどういう対応になっているのかというご質問かと思いますが、小川支所の課、係、こういったものは本庁の課の下部組織という、内部組織が一部支所という形に考えておりまして、

当然本庁との整合性を持ちながら、主として新町の事務事業の一部を担当する、特に小川部分について担当するもの、あるいは小川の窓口部分について担当するというものでございます。

一番はっきりした例を挙げるとすれば、小川支所の産業建設課にございます地籍調査係がございりますが、これは旧小川町地区を対象とする業務を行うということになるかと思えます。

那珂川町全体の地籍調整事業のとりまとめというものは本庁で行うという形になって、また対外的な事務、県、国との調整、連絡、こういったものは本庁の役目という形になるかというふうに思います。

以上でございます。

委員（大金 進君） 了解いたしました。

課によって企画立案、いろいろあると思うんですけども、それは特に馬頭と小川の支所の課が違う企画立案が出てきたときに困っちゃうだろうなんて考えたものですから質問したわけです。わかりました。ありがとうございました。

議長（川崎和郎君） ほかにございますか。

委員（佐藤勝夫君） ただいまの案件に関することなんですけれども、農業委員会のことでございますけれども、農業委員会につきましては、できれば人口密度から言えば馬頭の事務所が適正というふうを考えられてこういうふうに出したと思うんですが、農業の方から言えば、総生産額も小川町の方が多かろうかと思えますし、それでこれから先、向こう4年間とありますけれども、できれば農業委員会は独自性のものがございますから、現在小川町の庁舎も大分あいてきますよね。そういう関係からすれば、何か1つぐらい独自性のある農業委員会ぐらいはどうかというふうなことだと思いますので、よくご検討していただくことをお願いいたします。

以上です。

総務部会副部会長（泉 正夫君） 今のご質問なんですけれども、農業委員会というのは独自性のものがあると思えますので、ですから農業委員会の小川の方の事務所もかなりスペースがあくだろうと、合併によって、農業委員会の事務局そのものが小川の支所であるような考えもあってもよいのではないかと、そういうようなお話でしょうか。

委員（佐藤勝夫君） 総生産額も小川町の方が高いですね。ですから、そういうことを考えていただかないと。農家数は現行から見れば少ないけれども、生産性は高い。こういうことですので、こういうものを考えてご検討していただければということです。

総務部会副部会長（泉 正夫君） 現段階で説明できる範囲で申し上げたいと思うんですが、一応両町が合併して、行政の効率化、事務組織も含めての話になると思うんですが、先ほど冒頭に事務局長の説明があったような経過なんですけれども、その中で本当ならば最初から本庁

業務に移行していくことが省力化、省略化といえますか、効率化を図る上ではいいんでないかなというのがだれも思うところなんですけれども、当面旧小川地区にも町民の方にまず不便さをかけないと、これも基本に進めている。おおむね4年間程度は総合的な業務が行えるような支所として位置づけるというのが基本でございます。

その中で農業委員会事務局、並びに会計課も同じような位置づけです。先ほど分室の意味があるというように、事務局長が申し上げたところですけども、農業委員会の事務局というのは、執行部の方から考えれば、それは部局が1つ別になるわけですから、委員会ですから、それは本庁に置くということでご理解をいただきたいと思います。

委員（佐藤勝夫君） 小川の町の庁舎に入れてくんねえかなということです。

総務部会副部長（泉 正夫君） 今そのことをお話ししようと思っているんですが、できれば本庁機能はすべて馬頭に置くという基本原則にのっとって、農業委員会事務局も馬頭町に置くという位置づけを最初提案させてもらったものでございます。

ですから、分室の意味というのは、事務局とはまた別の事務になりますから、そこから派遣という形というか、本庁から来るといった形をとるといった位置づけなんですけれども、本庁に集約するという意味で、農業委員会事務局も当初馬頭町の事務所に置くと、こういう位置づけにしたものでございます。

副会長（渡辺良治君） ここで本庁、小川支所と書いてあって、こちら側に先ほどの説明の中で各事務局、各行政事務局が全部本庁に置くんだと、これ原則ですということを書いておりますが、実は、もっとざっくりばらんにいいますと、ではそうは言っても、馬頭町現役場を那珂川町役場とした場合に、これが全部入れるのかという議論があるわけです。当面、4年間先程度目標にどういうぐあいに置くか。

例えば、今のところ議会の会議場も、事務局も馬頭町役場を本庁としたって、置く場所がないだろうと、小川へ置かざるを得ないだろうという議論も進めていますから、そういう段階でどちらが経費的に安いかも含めた上で事務局どちらへ置くというのが、今後決定していかなければならない、こう思っております。そのときに農業委員会を今の馬頭町役場へ置かないでと、置くよりも小川町の方がいいという結論が出れば、そういう結果もあり得るということですけども、今のところ、方向としては、議会事務局と議場だけしか小川町の役場には入れないだろうという中間までの議論は進めております。

以上です。

議長（川崎和郎君） 佐藤さん、よろしいですか。

委員（佐藤勝夫君） できるだけよく考えた上で、方向を持っていただきたいと思います。お願いします。

議長（川崎和郎君） 新町が発足して、こういう原則で進むわけですがけれども、やはりこれからの運営上、いろいろその時点で協議をしながら、住民サービスの低下にならないような形で調整をしていくと、事務局長から当初お話ししましたように、ひとつ今回は4年間を一つの目標にしてやりますよということですから、これからいろいろそういう形で住民サイドの声などもいろいろ出てくると思ひまして、そういうような声を極力反映させていくと、このように思ひますので、了解をいただきたいと思ひます。

ほかにございせんか。

（発言する者なし）

議長（川崎和郎君） では、発言がないようでしたらば、この件に関してご承認をいただけたものとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） はい。それでは、そのように進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

続きまして、報告第8号 公共施設の名称について、事務局から説明をいたします。

事務局長（齋藤裕一君） 会議資料の4ページをお開きいただきたいと思ひます。

報告第8号 公共施設の名称について。公共施設の名称について、別紙のとおり報告する。平成17年6月1日提出。馬頭町・小川町合併協議会、川崎和郎。

次の5ページから10ページまでが主な施設の名称で、新旧対照表の形で記載してございませぬ。

この施設名称につきましては、まず原則としまして現在の名称を残すことといたしました。町名が冠されているものについては、例えば馬頭町、小川町、この部分を那珂川町に置きかえることにしたものでございませぬ。

その中で、2町に同一の名称のもの、あるいは相似した、似たような名称がある場合には、原則として那珂川町の次に馬頭または小川をつけまして、区別することとしております。

なお、この原則を尊重するということといたしましても、施設の設置場所の名称、または地域名、こういうものを加えること、あるいは名称を改めた方が合理的である場合、それから区別しやすい、外部からもそれを特定しやすいというような場合には、ほかの施設の名称との整合性、それから統一性を考慮しながら、十分検討いたしまして、改めたものもございませぬので、ご理解をいただきたいと思ひます。

この名称につきましては、過日の調整会議において確認されましたので、現在各専門部会においては、早速この名称をもちまして、例規原案の作成作業を進めることとしております。

それでは、ひととおり現名称と新名称のみを読み上げてまいりたいと思ひます。

それでは、5ページをごらんいただきたいと思います。

馬頭町役場、那珂川町役場というふうにいいます。

小川町役場は、那珂川町小川庁舎というふうに名称がなります。

次に、馬頭町農村多元情報システム施設（ケーブルテレビばとう）、これにつきましては那珂川町農村多元情報システム施設（ケーブルテレビばとう）。

次の、馬頭町農村多元情報システム施設（本部施設 - C T B 放送センター）、これにつきましては那珂川町農村多元情報システム施設（本部施設 - C T B 放送センター）でございます。

それから、馬頭町公園墓地「権現山霊園」ですが、これは那珂川町公園墓地。

次の小川町墓地、これは那珂川町小川墓地といいます。

次の、馬頭町老人生きがいの家（趣味の家「みやこ」）、これにつきましては、那珂川町馬頭老人生きがいの家（趣味の家「みやこ」）。

馬頭町総合福祉センター、これにつきましては那珂川町馬頭総合福祉センター。

小川町総合福祉センター（あじさいホール）、これは那珂川町小川総合福祉センター（あじさいホール）。

次の、まほろばの湯湯親館につきましては、そのままです。

次のすこやか共生館、那珂川町と小川を加えたものでございます。

それから、馬頭町の町立保育所、これにつきましては、那珂川町立保育所になります。

なお馬頭南保育所は馬頭南保育園に、馬頭北保育所は馬頭北保育園、大山田保育所は大山田保育園、馬頭中央保育所は馬頭中央保育園、大内保育所は大内保育園です。

小川町の保育所は那珂川町立保育所と申して、小川町第1保育所は小川第1保育園、小川町第2保育所は小川第2保育園、小川町第3保育所は小川第3保育園になります。

小川町児童館は那珂川町小川児童館。

次の、馬頭町放課後児童クラブ施設、馬頭町放課後児童クラブ施設「のびっ子クラブ」、これにつきましては、那珂川町放課後児童クラブ（馬頭放課後児童クラブ）。

馬頭町障害者福祉作業所（馬頭町「作業所ポニー」、これにつきましては、那珂川町障害者福祉作業所（作業所ポニー）。

小川町障害者福祉作業所（うぐいす工房）は、那珂川町障害者福祉作業所（うぐいす工房）に。

それから、馬頭町健康管理センターは、那珂川町馬頭健康管理センター。

小川町健康管理センターは、那珂川町小川健康管理センターになります。

6ページに移りますが、これにつきましては差し替え分がありますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

まずは小川町農業改善センターは、那珂川町農業改善センター。

小川町総合交流ターミナル施設（宿泊滞在施設ふるさとロッジ）、これは那珂川町宿泊滞在施設（ふるさとロッジ）。

小川町総合交流ターミナル施設（交流用施設 - ふるさと交流館）が、那珂川町交流用施設（ふるさと交流館）。

小川町総合交流ターミナル施設（地域農村文化体験施設 - 手づくり体験館）、これが那珂川町地域農村文化体験施設（手づくり体験館）。

小川町総合交流ターミナル施設（農産物展示販売施設）、これは那珂川町農産物展示販売施設（まほろば直売所）。

小川町農畜産物処理加工施設、これは那珂川町小川農産物処理加工施設。

まほろば農園は、那珂川町まほろば農園。

小川町ふるさとの森公園（ふれあいの舎）、これにつきましては那珂川町ふるさとの森公園（ふれあいの舎）。

馬頭町農村公園、これは那珂川町農村公園というふうになります。谷川農村公園は谷川農村公園。久那瀬農村公園は久那瀬農村公園、富山農村公園は富山農村公園。

馬頭町緑の交流空間施設（森林体験施設）、これは那珂川町緑の交流空間施設（大那地森林体験施設）。

馬頭町緑の交流空間施設（緑の交流館）、これは那珂川町緑の交流空間施設（大那地緑の交流館）。

馬頭町森林公園すくすくの森、これは那珂川町すくすくの森公園。

馬頭町高齢者生産活動施設、那珂川町高齢者生産活動施設。

馬頭町農村活性化施設（馬頭町農村活性化施設）、これにつきましては、那珂川町農村活性化施設（小口農村活性化施設）。

馬頭町農村活性化施設（大山田下郷農村活性化施設）は、那珂川町農村活性化施設（大山田下郷農村活性化施設）。

そして馬頭町農村活性化施設（矢又農村活性化施設）は、那珂川町農村活性化施設（矢又農村活性化施設）。

馬頭町特産品生産施設、那珂川町すくすくの森特産品生産施設。

馬頭町林業者等生活環境施設（大山田上郷地区林業者等集会施設）、那珂川町林業者等生活環境施設（大山田上郷集会施設）。

馬頭町林業者等生活環境施設（森林と緑の展示館）、那珂川町林業者等生活環境施設（すくすくの森展示館）。

馬頭町緑地等利用施設、那珂川町すくすくの森管理棟。

馬頭町林業者等定住化促進施設（緑地等休養施設）、那珂川町林業者等定住化促進施設（都  
ミニゴルフ場）。

霧ヶ岳親水護岸工取水施設、霧ヶ岳親水施設。

大波水資源確保治山ダム、これは大波治山ダム。

惣内沢水資源確保治山ダム、惣内沢治山ダムということで、7ページに移ります。

寺沢水資源確保治山ダム、これは寺沢治山ダム。

馬頭町定住センター、那珂川町ゆりがねの湯定住センター。

馬頭町県産材利用宿泊施設（ペンションひろせ）、これは那珂川町ペンションひろせ。

馬頭町観光乗馬施設、那珂川町ホースランド。

小川町神田城跡隣接小公園、那珂川町神田城跡隣接小公園。

馬頭町町営温泉浴場、那珂川町営温泉ゆりがねの湯。

小川町営温泉源泉施設、那珂川町小川温泉源泉施設。

小川町特産品展示販売施設、那珂川町特産品展示販売施設（扇の館）。

馬頭町青少年旅行村、那珂川町青少年旅行村。

馬頭町地域情報発信施設、那珂川町観光センター。

小川町ふるさと館、那珂川町ふるさと館。

小川町ふるさとの森公園（匠の館）、那珂川町ふるさとの森公園（匠の館）。

小川町ふるさとの森公園（八角三重の塔（展望台））、那珂川町ふるさとの森公園（八角三  
重の塔）。

小川町ふるさとの森公園（民俗資料館）、那珂川町ふるさとの森公園（民俗資料館）。

小川町カタクリ山公園、那珂川町カタクリ山公園。

小川町まほろばキャンプ場、那珂川町まほろばキャンプ場。

馬頭町営松ヶ岡住宅、那珂川町営松ヶ岡住宅。

馬頭町営清流住宅、那珂川町営清流住宅。

馬頭町営富士山住宅、那珂川町営富士山住宅。

馬頭町営古館住宅、那珂川町営古館住宅。

馬頭町営大宝地住宅、那珂川町営大宝地住宅。

馬頭町営愛宕住宅、那珂川町営愛宕住宅。

小川町町営住宅舟戸団地、那珂川町営舟戸住宅。

小川町町営住宅旭町団地、那珂川町営旭町住宅。

小川町町営住宅薬利団地、那珂川町営薬利住宅。

8 ページになります。

小川町町営住宅谷田団地、那珂川町営谷田住宅。

小川町町営住宅谷田上の原団地、那珂川町営谷田上の原住宅。

馬頭町町有住宅（三枚畑住宅）、那珂川町有三枚畑住宅。

馬頭町町有住宅（ゆりがねハイツ）、那珂川町有ゆりがねハイツ。

馬頭町町有住宅（上郷地住宅）、那珂川町有上郷地住宅。

馬頭町町有住宅（藤沢住宅）、那珂川町有藤沢住宅。

水道庁舎、那珂川町上下水道庁舎。

馬頭浄化センター、那珂川町馬頭処理区公共下水道（馬頭浄化センター）。

小川町特定環境保全公共下水道（小川水処理センター）、那珂川町特定環境保全公共下水道（小川水処理センター）。

馬頭町農業集落排水処理施設（北向田地区農業集落排水処理施設）、那珂川町馬頭農業集落排水処理施設（北向田水処理センター）。

小川町農業集落排水処理施設（三輪水処理センター）、那珂川町小川農業集落排水処理施設（三輪水処理センター）。

次、馬頭町立馬頭小学校、那珂川町立馬頭小学校、以下学校につきましては、馬頭町につきましては那珂川町に、小川町については那珂川町に、町名が変わっております。

今度は9 ページにまいります。馬頭町農林漁業者等健康増進施設（盛谷地区農林漁業者等健康増進施設）、那珂川町立谷川小学校体育館。

馬頭町緑地等利用健康増進施設（健武地区水泳プール）、那珂川町立健武小学校プール。

馬頭町学校給食センター、那珂川町学校給食センター。

小川町学校給食センター、那珂川町小川学校給食センター。

馬頭町立ひばり幼稚園、那珂川町立ひばり幼稚園。

小川町立小川幼稚園、那珂川町立小川幼稚園。

馬頭町山村開発センター、那珂川町山村開発センター。

馬頭町立馬頭中央公民館、那珂川町馬頭公民館。

馬頭町地域集会施設（多目的集会施設健武集会所）、那珂川町地域集会施設（多目的集会施設健武集会所）、この集会所、その下4 つほどはいずれも馬頭町が那珂川町に変わったただけでございます。

その次の馬頭東部地区コミュニティセンターも同じく町名が変わっただけでございます。

次のコミュニティセンターでございますが、これも馬頭町が那珂川町に変わったということでございます。

その次に、馬頭町生活改善センター、これは那珂川町地域集会施設というふうになっております。

馬頭町生活改善センターの大山田上郷の生活改善センターも同じく那珂川町地域集会施設というふうに変更されております。

次に、小川町中央公民館、那珂川町小川公民館。

馬頭町子どもの森、那珂川町子どもの森。

馬頭町郷土資料館、那珂川町馬頭郷土資料館。

小川町郷土館、那珂川町小川郷土館。

馬頭町広重美術館、那珂川町馬頭広重美術館。

馬頭町立図書館、那珂川町馬頭図書館。

10ページにまいります。小川町中央公民館図書室、那珂川町小川図書館。

馬頭町西体育館、那珂川町馬頭西体育館。

馬頭町民運動場（馬頭町民グラウンド）、那珂川町馬頭運動場。

馬頭町民運動場（馬頭町那珂川グラウンド）、那珂川町馬頭那珂川運動場。

馬頭町民水泳プール、那珂川町馬頭水泳プール。

馬頭町総合体育館、那珂川町総合体育館。

馬頭町武道館、那珂川町馬頭武道館。

馬頭町緑地等利用健康増進施設（武茂地区運動広場）、那珂川町武茂運動場。

馬頭町林業者等定住化促進施設（林業者等健康増進施設）、那珂川町大山田下郷運動場。

小川町民体育館、那珂川町小川体育館。

小川町民プール、那珂川町小川水泳プール。

小川町立那珂川運動場、那珂川町小川那珂川運動場。

小川町立緑化運動公園、那珂川町小川運動場。

小川町立緑化運動公園（庭球場）、那珂川町小川庭球場。

小川町弓道場、那珂川町小川弓道場。

小川町浄法寺運動場、那珂川町浄法寺運動場。

小川町武道館、那珂川町小川武道館。

小川町御霊神社弓道場、那珂川町御霊神社弓道場。

小川町営キャンプ場、那珂川町谷田キャンプ場。

小川町浄法寺スケート場、那珂川町浄法寺スケート場。

小川町ローラスケート場兼スケート場、那珂川町ローラスケート場兼スケート場。

さらに、馬頭町施設90とありますが、これは91施設に変更するようにしたいと思います。

小川町56施設、変更計が147施設でございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 今、公共施設の名称について事務局から説明がありました。内容についてご意見ありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） ありがとうございます。

それでは、ご承認いただいたものとして次に進みます。

ここで10分ばかり休憩しましょう。35分から再開します。

午後 2時23分 休憩

午後 2時34分 再開

議長（川崎和郎君） それでは、再開いたします。

続きまして、議案第5号 平成16年度馬頭町・小川町合併協議会歳入歳出決算認定について、事務局から説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 資料の11ページをお開きいただきたいと思います。

議案第5号 平成16年度馬頭町・小川町合併協議会歳入歳出決算の認定について。

馬頭町・小川町合併協議会財務規程第10条の規定により、平成16年度馬頭町・小川町合併協議会歳入歳出決算を監査委員の監査報告書をつけて協議会の認定に付する。

平成17年6月1日提出。馬頭町・小川町合併協議会会長、川崎和郎。

13ページをごらんいただきたいと思います。

平成16年度馬頭町・小川町合併協議会歳入歳出決算書。

歳入決算額1,137万2,017円、歳出決算額811万8,287円、歳入歳出差引額325万3,730円。

歳入ですが、1款負担金、1項負担金、予算現額700万円、収入済額700万円。

2款補助金、1項補助金、予算現額437万2,000円、収入済額437万2,000円。

3款諸収入、1項諸収入、予算現額1,000円、収入済額17円、比較マイナス983円。

歳入合計、予算現額1,137万3,000円、収入済額1,137万2,017円、比較マイナス983円でございます。

次に、歳出でございますが、1款運営費、予算現額522万4,000円、支出済額291万9,644円、比較230万4,356円。1項会議費、予算現額75万2,000円、支出済額58万4,400円、比較16万7,600円。2項事務費、予算現額447万2,000円、支出済額233万5,244円、比較213万6,756円。

2款事業費、1項事業推進費、予算現額564万9,000円、支出済額519万8,643円、比較45万

357円。

3 款予備費、1 項予備費、予算現額50万円、支出額ゼロ、比較50万円でございます。

歳出合計、予算現額1,137万3,000円、支出済額811万8,287円、比較325万4,713円でございます。

14ページをごらんいただきたいと思います。

平成16年度馬頭町・小川町合併協議会歳入歳出決算事項別明細書、朗読は省略させていただきまして、収入済額あるいは支出済額、関連する備考を比較の額の大きいものについて説明をさせていただきたいと思います。

まず歳入でございますが、収入済額、比較及び備考をごらんいただきたいと思います。

1 款負担金、1 項負担金、1 節負担金、収入済額700万円、これは2 町からの負担金でございます。均等割で2 町それぞれ350万円でございます。

2 款補助金、1 項補助金、1 節補助金、収入済額437万2,000円、県からの市町村合併推進支援補助金でございます。

3 款諸収入、1 項諸収入、1 節雑入、収入済額17円、これは預金利子でございます。比較マイナス983円。

以上、歳入合計、収入済額1,137万2,017円、比較マイナス983円でございます。

次に、歳出でございますが、支出済額、比較及び備考のところをごらんいただきたいと思います。比較につきましては、額の大きいものについてのみ説明をいたします。

1 款運営費、1 項会議費、1 節報酬、支出済額55万5,000円、これは協議会委員及び監査委員の報酬でございます。比較9万5,000円。当初予算で協議会の開催回数を9 回見ておりましたが8 回で済んだこと、監査委員も2 回分計上しましたが1 回で済んだことのほか、欠席された委員の報酬残でございます。

9 節旅費、委員の費用弁償のために計上したものでございますが、支出はございませんでした。

11 節需用費、支出済額2 万9,400円、食糧費でございますが、協議会開催時のお茶等飲み物代でございます。比較5 万6,600円。当初この協議会の開催回数を9 回見ておりましたが8 回で済んだこと、協議会では当初長時間、午前と午後にわたるということも想定しておりまして、飲み物を1 回の会議で2 回ずつ計上したものを1 つで済んだことによる残でございます。

2 項事務費に移ります。9 節旅費、支出済額3 万円、事務局職員の旅費でございますが、県との事務調整などの旅費でございます。比較はゼロです。

11 節需用費、支出済額26万2,598円、消耗品費は主として協議会や調整会議等の会議資料作成に係る用紙等でございます。そのほかには事務に必要な消耗品でございます。修繕費はプリ

ンタの修繕費となっております。比較82万7,402円、これは当初予算を計上していた燃料について支出がなかったこと、特に消耗品については、会議資料の作成に係る用紙が当初の予想よりも少なく済んだこと、また経費の節減に努めたことなどによりまして、不用額が大きくなったものでございます。

12節役務費、支出済額6万7,903円、通信運搬費は電話料と切手代でございます。比較34万7,097円、これはインターネットの接続を事務局単独で行う予定でしたが、馬頭町のインターネットのネットワークに接続することとしたために、その工事費、接続費などの節減が図れたこと、そのほか銀行の振込手数料を計上しましたが不用だったこと、会議通知用の資料を2町の合併担当課を経由して送致したために、郵送料がかからなかったということでございます。

13節委託料、支出済額16万1,070円、会議録の作成委託料でございます。比較80万8,930円は、会議録作成委託料でございまして、見込みよりも低い金額で契約ができたことのほか、当初協議会の開催回数を9回見ておりました。これが8回だったこと、また当初1回当たりの会議時間が長時間になるということで予想しておりましたが、思いのほか順調に進みまして、会議時間が短い時間だったことによる不用額でございます。

14節使用料及び賃借料、支出済額168万5,426円。これはコピー機等事務機器の借上料と、コピーカウンター料金でございます。比較3万9,574円。

18節備品購入費、支出済額が12万8,247円、これは協議会の会長印と電話機の購入費でございます。比較11万3,753円。これは当初マイク設備の購入を予定しておりましたが、既存の施設のもので対応できるということがわかりましたので購入いたしませんでした。ほぼその金額が不用となったものでございます。

次に、2款事業費、1項事業推進費、11節需用費、支出済額184万4,783円、消耗品費としては、合併調印式関係の関連で協定書ファイル、それから署名用の文具などでございます。食糧費は合併調印式後のレセプションの飲食費でございます。印刷製本費は調印式関係では案内状、しおりなどの印刷、記念写真代、ほかに新町の名称候補募集チラシの印刷、住民説明会資料の印刷、新町建設計画書の印刷費でございます。比較6万6,217円、印刷費などが見込みよりも低い金額で契約できたことによる執行残でございます。

12節役務費、支出済額1万3,860円、これはテーブルクロスクリーニング代でございます。比較140円。

13節委託料、支出済額333万7,000円、これは新町建設計画策定支援業務、主として電算室の統合などを進めるための高度情報化調査研究業務、例規事前調査業務の委託料でございます。比較20万7,000円、見込みよりも低い額で契約できたことによるものでございます。

14節使用料及び賃借料、支出済額3,000円、調印式会場の演壇の松の運搬費を含めた借上料

でございます。比較17万7,000円。これは調印式会場設営資材、それから調印式後のレセプション会場の借り上げ、こういったものを計上してございましたが、費用がかからずに手配できたために不用になったものでございます。

3款予備費、1項予備費、支出額はゼロでございます。

歳出合計、支出済額811万8,287円、比較325万4,713円でございます。

16ページをごらんいただきたいと思います。実質収支に関する調書、1歳入総額1,137万2,017円、歳出総額811万8,287円、3歳入歳出差引額325万3,730円、4翌年度へ繰り越すべき財源、これはございません。5実質収支額325万3,730円、以上でございます。

議長（川崎和郎君） ありがとうございます。

当協議会の平成16年度の歳入歳出決算につきましては、監査委員の監査をいただいております。この際、監査委員の方から監査の結果をご報告をお願いいたします。よろしく申し上げます。

監査委員（小沼功一君） 私は小沼と申します。

監査委員を代表いたしまして、監査の報告をいたします。

監査委員薄井秀雄と私小沼功一は、去る5月17日、馬頭町山村開発センターにおきまして馬頭町・小川町合併協議会規約第14条第2項の規定により、平成16年度馬頭町・小川町合併協議会歳入歳出決算について、下記のとおり監査を行いました。その結果、会計帳簿及び証拠書類並びに現金とも一致し、すべてに正確であったことを認めます。

1番の監査の日時でございますが、平成17年5月17日、午後2時から実施ということでございます。

2番の審査の手続ですが、会長から提出されました歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書について、関係諸帳簿、証拠書類との照合、関係職員からの説明の聴取等に基づいて審査を実施いたしました。

3番の審査の概要でございますが、歳入決算額が1,137万2,017円、歳出決算額は811万8,287円、歳入歳出差引額が325万3,730円、翌年度に繰り越すべき財源ゼロ円、実質収支額325万3,730円、以上のとおり報告いたします。

議長（川崎和郎君） はい、ありがとうございます。

ただいま議案第5号につきましては、事務局の説明並びに監査委員さんからの報告がありましたが、この件に関し何かご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） 異議なしのお声でありますので、改めてお諮りをいたします。

議案第5号 平成16年度馬頭町・小川町合併協議会歳入歳出決算の認定については、原案

のとおりとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(川崎和郎君) ありがとうございます。

それでは、平成16年度馬頭町・小川町合併協議会歳入歳出決算の認定については、異議なしと認め、全会一致で原案のとおり認定がされました。

委員さんのご協力によりまして、事務局が用意いたしました議決事項につきましてはすべて終了をいたしました。

(3)のその他に入ります。事務局の方から説明はないようです。

それでは、以上で用意したものがすべて終了いたしましたので、これをもちまして本日の協議会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

## 5 その他

事務局次長(藤田悦男君) 5のその他に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

事務局長(齋藤裕一君) お手元に町章デザイン募集のチラシがいつているかと思います。2町の各戸に配布いたしまして、また2町の主な施設においてございます。6月20日まで募集しておりますので、皆さんの方から募集について、お勧めをいただければというふうに思います。

以上でございます。

事務局次長(藤田悦男君) もう1つございますが、次回の協議会につきましては、7月28日、馬頭町山村開発センターにおいて行う予定でございます。

## 6 閉 会

事務局次長(藤田悦男君) 以上をもちまして、第10回馬頭町・小川町合併協議会を終了いたします。

ありがとうございました。

馬頭町・小川町合併協議会会議運営規程第7条第2項の規定により署名する。

平成17年6月1日

馬頭町・小川町合併協議会 議 長 川 崎 和 郎

委 員 藤 田 眞 一

委 員 佐 々 木 文 子